（特定生産緑地の指定の提案）

第十条の四　生産緑地所有者は、当該生産緑地が第十条の二第一項に規定する生産緑地に該当すると思料するときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することを提案することができる。この場合において、当該生産緑地に当該提案に係る所有者以外の農地等利害関係人がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2　市町村長は、前項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る生産緑地について指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

（特定生産緑地の買取りの申出）

第十条の五　特定生産緑地についての第十条の規定の適用については、同条第一項中「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）」とあるのは「第十条の三第二項に規定する指定期限日」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による」とする。

（指定の解除）

第十条の六　市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2　第十条の二第四項の規定は、前項の規定による特定生産緑地の指定の解除について準用する。

第十一条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条」に、「第一節の二　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第五十二条の二―第五十二条の五）」を「第一節の二　田園住居地域内における建築等の規制（第五十二条）　第一節の三　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第五十二条の二―第五十二条の五）」に改める。

第八条第一項第一号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加え、同条第三項第二号ロ中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号ハ中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同号ヘ中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「次条第十六項」を「次条第十七項」に改め、同号ト中「次条第十七項」を「次条第十八項」に改める。

第九条中第二十二項を第二十三項とし、第十九項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十五項を第十六項とし、第八項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

第十二条の五第七項第二号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十二条の八中「及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十三条第一項第十一号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改め、同項第十四号ロ及び第十七号中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第三十三条第一項第一号ロ中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に改める。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第四十二条第二項中「国が行なう」を「国又は都道府県等が行う」に改め、「国の機関」の下に「又は都道府県等」を加える。

第三章中第一節の二を第一節の三とし、第五十一条の次に次の節名を付する。

第一節の二　田園住居地域内における建築等の規制

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　田園住居地域内の農地（耕作の目的に供される土地をいう。第七十四条第一項第一号において同じ。）の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2　市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一　土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの

二　建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの

イ　前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設

ロ　建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のものの建築又は建設

三　前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの（堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。）

3　国又は地方公共団体が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

第八十条第一項、第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項中「市長」を「市町村長」に改める。

第九十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第五十二条第一項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行つた者

（建築基準法の一部改正）

第六条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「附け柱」を「付け柱」に、「廻り舞台」を「回り舞台」に改め、同条第十六号中「註文者」を「注文者」に改め、同条第二十一号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第三条第三項第二号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加え、「第十三項」を「第十四項」に改める。